

自転車損害賠償保険等に関する鹿児島県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成29年条例第4号。以下「条例」という。）第11条第6項に基づき実施する自転車損害賠償保険等を取り扱う事業者の情報の鹿児島県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象となる事業者)

第2条 県ホームページに掲載する事業者は、一般社団法人日本損害保険協会又は一般社団法人外国損害保険協会の会員などであって、自転車損害賠償保険等を取り扱う者とする。

(掲載事項)

第3条 県ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者名（通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載する。）
- (2) 問合せ先（名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。）
- (3) リンク（リンク先ページは、原則として、自転車損害賠償保険等に関するものとする。）

(掲載の申請)

第4条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、鹿児島県ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）に記入の上、次の書類を添えて鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課長（以下「生活・文化課長」という。）に申請する。

- (1) 申請者が第2条の要件を満たすことを確認できる資料
- (2) 次のリンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの
 - ア インターネットでの問合せ先のページ
 - イ 自転車損害賠償保険等に関するページ

(掲載の承認等)

第5条 生活・文化課長は、前条の申請について第2条及び次項に照らして確認の上、県ホームページへの掲載の承認又は不承認を決定し、鹿児島県ホームページへの掲載等通知書（別記第2号様式）により事業者に通知する。

2 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。

- (1) 法令その他公序良俗に反する場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 問合せ先又はリンク先の内容が、県民の利便性の向上を図ることができないおそれがある場合

3 生活・文化課長は、掲載を承認する場合は、第3条に定める事項を県ホームページに掲載する。

(事業者の責務)

第6条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 条例の自転車損害賠償保険等に係る規定について、問合せ窓口の担当職員に周知するとともに、県民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
- (2) 県民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。
- (3) 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

第7条 県ホームページへの掲載後、第3条の掲載事項の変更を希望する事業者は、鹿児島県ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）に、変更を確認するために必要な書類を添えて、生活・文化課長に申請する。

2 生活・文化課長は、前項の申請について、第5条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第8条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、鹿児島県ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）により生活・文化課長に申請する。

2 生活・文化課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を、鹿児島県ホームページへの掲載等通知書（別記第2号様式）により事業者に通知する。

3 生活・文化課長は、通知後速やかに、県ホームページから事業者の情報を削除する。

(メールによる申請及び通知)

第9条 第4条、第7条第1項及び前条第1項の申請については、鹿児島県ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）及び添付書類をPDFファイル化し、メールにより行うことができる。

2 第5条第1項、第7条第2項及び前条第2項の通知については、鹿児島県ホームページへの掲載等通知書（別記第2号様式）をPDFファイル化し、メールにより行うことができる。

(掲載の中止)

第10条 生活・文化課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中止することができる。

- (1) 第2条に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 第6条に掲げる事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないとして認められるとき。

(免責)

第11条 鹿児島県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等を取り扱う事業者の情報の県ホームページへの掲載について必要な事項は、生活・文化課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。